

障がい者差別の事例に関する調査の参考事例について

1 障がい者差別禁止法制の検討時における具体例の整理

障がい者差別の禁止法制については、平成 22 年から平成 24 年にかけて、政府に設置された障がい者制度改革推進会議差別禁止部会・障害者政策委員会差別禁止部会（内閣府）¹での検討が行われ、平成 24 年 9 月 14 日に、差別禁止部会の意見が取りまとめられた（意見の概要は、資料 2-2）。

政府の差別禁止部会では、「障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査」（平成 21 年 3 月内閣府委託調査）を基に、10 分野における差別の具体的内容などを整理している（整理された具体例は、資料 2-3）。

2 差別の事例・合理的配慮の提供の事例について

内閣府は、ホームページ上において、「合理的配慮等具体例データ集（合理的配慮サーチ）」を掲載し、合理的配慮等の具体的な事例を紹介している。

【ホームページ】

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

同データ集では、内閣府が都道府県・市町村から収集した情報を基に、「合理的配慮の提供等事例集」（平成 29 年 4 月）を掲載しているほか、都道府県・市町村が行った調査やガイドラインなどを参考事例として掲載している。

3 障がい者差別の事例調査の参考例

2 の内閣府のデータ集に掲載されている調査事例のうち、都道府県が行ったものの例として、山梨県が行ったもの（障害のある人への差別に関するアンケート結果）がある。

【調査の特徴】

- ①平成 26 年 11 月に取りまとめられたもので、内閣府のデータ集に掲載されている都道府県の調査事例としては最も新しい（障害者差別解消法の制定後に行われている）。
- ②条例の改正（山梨県障害者幸住条例の改正）を進める上での基礎資料とするために実施されたものである。

調査で得られた差別の事例や障がい当事者の思いについては、資料 2-4 のとおり。

¹ 政府では、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障がい者差別の禁止法制については、同本部に置かれた「障がい者制度改革推進会議差別禁止部会」で平成 22 年 11 月 22 日から平成 24 年 7 月 13 日まで検討された。その後、新たに障害者政策委員会が設置されたことに伴い、同委員会の下に差別禁止部会が置かれ、平成 24 年 7 月 27 日から平成 24 年 9 月 14 日まで検討が行われた。

「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見(概要)

資料2-2

法律の必要性

- 差別に当たると思われる事案が多数存在するが、既存の法律では解決が十分ではない
- 一方で障害への理解不足に起因する場合も、多くの国民は「差別はよくない」と意識

何が差別に当たるのか「物差し」を明らかにし**社会のルールとして共有**すること
簡易迅速な**紛争解決の仕組み**等の法的な保護の仕組みを用意すること

第1部 総則

「理念」として重要な視点

- 「完全参加と平等」→ 差別の早急な解消
- 「共生社会の実現」
→相手方を一方的に非難し制裁する趣旨ではない
- 「多様性」や「差異」の尊重
→社会全体に活力をもたらすものである

目的規定に明記すべき視点

- ① 行為規範（人々の判断基準）の提示
- ② 差別からの法的保護
- ③ 国等の責務を明らかにすること
- ④ 共生社会の実現

国等の責務

- 差別の防止に向けた調査や啓発 ●ガイドラインの作成 ●解決の仕組みの円滑な運用
- 関係機関の連携確保 ●関係機関の職員等に対する研修や人材育成など
(特に留意すべき領域：障害女性、ハラスメント、欠格事由)

「障害に基づく差別」とは何か

- 1 「**障害**」とは 障害者基本法と同様、**機能障害**（インペアメント）を中心に据えることが妥当
- 2 「**障害に基づく差別**」とは 「**不均等待遇**」及び「**合理的配慮の不提供**」をいう
 - ①不均等待遇
障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱い
ただし、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は例外となる
 - ②合理的配慮の不提供
障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整を行うことを合理的配慮といい、これを行わないことは、差別となる。
ただし、相手方にとって「過度な負担」が生じる場合は例外となる
→ 経済的・財政的なコストの面では、相手方の性格、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等を考慮
→ 業務遂行に及ぼす影響の面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうかを考慮

第2部 各則(特に重要と思われる10分野)

各分野で、**法の対象とする範囲**（どのような場面での差別を対象とするか、誰を対象とするか）、「**障害に基づく差別**」の具体的な内容などについて、考え方を整理。

【参考】各分野の事例

公共施設・交通機関	段差のため利用できない、宿泊や乗り物の利用を断られる
情報・コミュニケーション	災害時緊急情報などが障害者に配慮しない形で提供される
商品・役務・不動産	「親を連れて来い」など言われ、日用品を売ってくれない
医療	十分な説明がないまま、治療をさせられる
教育	地域の学校へ行けない、授業・行事に参加させて貰えない
雇用	障害を理由として退職を強要される
国家資格等	点字受験などが用意されていない
家族形成	母子保健サービスなど障害のある親には利用が困難
政治参加(選挙等)	選挙に関する情報提供について十分な配慮を受けられない
司法手続	取調べに当たって障害特性が考慮されていない

第3部 紛争の解決

求められる機能

- ①相談及び調整
自主的な解決が望めない場合に、まずは相談を受けて、理解のある人材が仲に入り、納得を得ながら、関係を調整すること
- ②調停、斡旋、仲裁、裁定
専門的な知識、素養、経験を有する専門家を含む中立・公平な機関による調停、斡旋等により、解決を図ること

簡易迅速な紛争解決の仕組みと司法判断

- ①相談及び調整を担える市町村単位の身近な相談機関
- ②調停等を担える都道府県単位の中立・公平な機関と中央に置かれる機関
- ③最終的には、裁判所による司法判断

差別禁止部会の意見で示された差別の具体的な事例

「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成 24 年 9 月 14 日）より抜粋

分野	差別の具体的な事例
(1) 公共的施設・交通機関	<p>【利用拒否】</p> <p>①障害を理由として宿泊を断られる。</p> <p>②知的障害者というだけで公営プールを利用できない。</p>
	<p>【障壁等によるもの】</p> <p>①段差や階段、エレベーターの使用時間規制</p> <p>②障害者に使えないトイレしかない。</p>
	<p>【案内等の不備】</p> <p>①施設利用のために必要なアナウンス情報や案内表示板が障害者に分からない。</p> <p>②施設案内に障害者の利用に関する情報が載せられていないため、利用の機会を逸する。</p>
	交通機関
<p>【障壁等によるもの】</p> <p>①一般よりも早い事前の利用申込み</p> <p>②一般にはないプライバシーに関わる個人情報の開示を求められる。</p> <p>③プラットホームと電車のステップの間隔が広い、高低差があるなど合理的配慮がなされていない場合</p>	
<p>【案内等の不備】</p> <p>・交通機関の利用のために必要な駅や空港のアナウンスによる運行状況の情報や行き先等の案内表示板が障害者に分からない。</p>	
(2) 情報・コミュニケーション	<p>①情報について、点字文書、音声、振り仮名の付与等の障害特性に配慮した形の情報提供がない。</p> <p>②緊急地震速報や避難・被害に係る災害時の緊急情報等が障害特性に配慮されずに提供される。</p>

分野	差別の具体的な事例
(3) 商品・役務・不動産	<p>①知的障害者が一人で買い物に行った場合に「親を連れて来ないと売れません」といって日用品の売買を拒否する。</p> <p>②視覚障害者が商品の内容を識別できるような点字表示がない。</p>
(4) 医療	<p>①障害があるだけで診察を拒否される。</p> <p>②診察に当たって介助者や保護者の付添いを求められる。</p> <p>③手話通訳者の同席を認めない</p> <p>④障害特性に配慮した十分な説明に基づく同意がないままに治療されたり、入院させられたりする。</p>
(5) 教育	<p>【入学の拒否・条件の付与】</p> <p>①障害があるため、地域の小学校への入学が認められない。</p> <p>②保護者が一日中教室に付き添わなければ入学を認めないとされた。</p> <p>③他の児童生徒に介助を求めない等の確認書に捺印しなければ就学通知を出さないとされた。</p> <hr/> <p>【授業や学校行事への参加制限】</p> <p>①障害を理由として、希望しない特別支援学級に籍を置かれた。</p> <p>②プールに他の児童・生徒と一緒に入れない、調理実習・運動会は見学するだけなど、特定の授業に参加できない。</p> <p>③遠足・修学旅行に保護者が同行しないと参加できない（参加できたとしても、見学コースと一緒に行けない）。</p>
(6) 雇用	<p>①障害者は障害があるというだけで採用されない。</p> <p>②給料が他の従業員より少ない・昇進できない。</p> <p>③退職を強要される等の扱いを受ける。</p>
(7) 国家資格等	<p>○試験の方法や態様が障害特性を考慮していない（点字受験がないなど）。</p> <p>※なお、受験資格における欠格事由も検討対象となり、障害やこれに関連する事由が欠格事由とされている場合の正当性が議論された。</p>

分野	差別の具体的な事例
(8) 家族形成	<p>【婚姻（婚姻の解消も含む。）】</p> <p>①「障害者と結婚すると不幸になる」、「家族に障害者は欲しくない」などと結婚に反対される。</p> <p>②結婚相談所の入会を拒否される。</p>
	<p>【妊娠・出産】</p> <p>①本人が望まない、あるいは本人に意味を理解させないまま、優生保護法の下で優生手術をされた。</p> <p>②「障害者なのに子どもを産む気なのか」と医療従事者に言われ、出産を断られる、堕胎を勧められる。</p> <p>③聴覚障害のため、コミュニケーションがとれないということを利用して本人の望む出産方法を断られる。</p>
	<p>【養育】</p> <p>①障害者本人には育児はできないと医療関係者や保健師が判断し、子育てに関する適切な情報が提供されない。</p> <p>②子どもの予防接種、健康診断、両親学級、育児相談等の際し、障害特性に配慮されていないため会場を利用できない。</p> <p>③子どもが病気になった場合、病院の入口の段差等のため物理的に診察室まで行けない。</p> <p>④教育上、障害のある保護者が障害のない保護者と同様の役割を果たすために必要な対応や配慮がない。</p>
	<p>【親権】</p> <p>○親に育児能力がないとして、出産直後に子どもを乳児院等に入れられるなど、適切な支援もないまま親子分離がなされる。</p>

(次頁に続く)

分野		差別の具体的な事例
(9) 政治参加（選挙等）		<p>①点字・音声による選挙公報等の発行が、十分に なされていない。</p> <p>②ハガキによる投票整理券や投票用紙等に漢字が 使われており、知的障害のある人等に分から ない。</p> <p>③投票所まで又は投票所内の移動や情報に係るア クセスが困難である。</p> <p>④入院・入所中や寝たきりで投票所に行けない障 害者の投票の機会が不十分である。</p>
(10) 司法手 続	捜査段階	<p>○障害特性が考慮されない取調べが行われる場合 として、次のような可能性を指摘</p> <p>①取調べにおいて、手話通訳者が立ち会わず、筆談 等では事情が飲み込めないまま取調べが進行す る。</p> <p>②視覚障害者が、調書の朗読を受けても、書面どお りに朗読されているのかどうかを確認できない。</p> <p>③相手方に対する迎合的な性格が強い知的障害者 が、質問の内容や意味を理解できないまま、うな ずいたり、ハイと答えたりしてしまう。</p>
	公判段階	<p>○配慮を要する事項の例から、次のような可能性が 抽出される。</p> <p>①聴覚障害者が、手話通訳によっても、擬声音の表 現、過去の仮定、抽象的な概念を理解することが できない。</p> <p>②視覚障害者が、凶面を示したり、証拠物の形状を 示したりしながら行われる尋問に答えられない。</p> <p>③発達障害者が、反省する気持ちをうまく表現する ことができず、裁判の過程での振る舞いがあたか も「反省していない」ように受け取られる。</p>

※差別禁止部会では、合理的配慮の不提供も「差別」として整理しているため、合理的配慮の不提供の事例も含まれている。

○障がい者差別に関する事例調査の参考例(山梨県)

資料2-4

	差別の具体的な事例・当事者の思い	
	視覚障がい	聴覚・平衡感覚障がい
①公共施設・公共交通機関	点字ブロックの整備や公共施設の入り口にチャイムがないところがある。	電車のアナウンスが聞こえず、事故等の遅れなどの状況が分からず、不安になる。
②情報提供・意思表示の受領	文字ポイントの小さい文字やピンク・薄い緑色の文字が分からない。	手話通訳者がいないので、内容が分からない。
③商品の販売・サービスの提供	スポーツ施設を利用しようとする断られる。	市役所の窓口到手話通訳者がおらず、話が通じない。
④医療の提供	処方された薬の袋の素材が同じなので、食前・食後等が手触りで分からない。	手招きや筆談などの配慮をしてくれない。
⑤教育の提供		
⑥労働及び雇用の促進		筆談をお願いしますと言ったら、上司がイヤな顔をしていた。
⑦福祉サービスの提供	介護についてケアマネージャーに相談してもなかなか対応してくれなかった。	
⑧不動産の取引		
⑨地域・家族関係	夜間の単独歩行は全く不可能な状態であったにもかかわらず、民生委員が「夜で良いから私の家に来てくれ」と言った。	地元の組の会議などの話の内容が分からない。
⑩その他の事項	民家の植え込みや商店の看板に頭をぶつけたことがある。	インターネットで切符を購入する仕組みがあるが、パソコンができない人もいる。

※1 山梨県が取りまとめたアンケート調査結果(平成26年11月)より抜粋

※2 主な意見として掲載されたものから抜粋したため、障がい類型によっては、差別事例等が掲載されていない場合がある。

○障がい者差別に関する事例調査の参考例(山梨県)

	差別の具体的な事例・当事者の思い	
	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由
①公共施設・公共交通機関		障がい者用駐車場が狭い・数が少ない。
②情報提供・意思表示の受領		イベントなどの申込み・お知らせに、エレベーターや身障者用トイレの有無が記載されていない。
③商品の販売・サービスの提供	食道発声のため、好奇心で見られる、変人に見られる。	知的障害がないのに、幼稚な言葉で対応される。
④医療の提供		病院等で車いすなどの人たちの居場所がなく、待ち時間も長い。
⑤教育の提供		①エレベーターがない、段差が多いなどバリアフリーでない所が多い。 ②本人及び家族の希望の学校に行けなかった。
⑥労働及び雇用の促進		仕事のことをつまづいたときに話せる相談できる人が就職場できてほしい。
⑦福祉サービスの提供		手が不自由で同行したヘルパーに筆談をお願いするが、ヘルパーの仕事ではないと断られたことがある。
⑧不動産の取引		車いすだと、物件を賃借しにくい場合がある。
⑨地域・家族関係		地元から遠い学校へ行かなければならなかったため、地域に知り合いや友達がない。
⑩その他の事項		

※1 山梨県が取りまとめたアンケート調査結果(平成26年11月)より抜粋

※2 主な意見として掲載されたものから抜粋したため、障がい類型によっては、差別事例等が掲載されていない場合がある。

○障がい者差別に関する事例調査の参考例(山梨県)

	差別の具体的な事例・当事者の思い	
	内部機能障がい	知的障がい
①公共施設・公共交通機関		タクシー利用時に障がい者割引が使えたり使えなかったりした。
②情報提供・意思表示の受領	何でもホームページに詳しくあるという説明は、パソコンをやっていない障がい者への配慮に欠ける。	役場からの通知が難しく、内容が分からない。
③商品の販売・サービスの提供		外税表示の商品をいくらで購入できるかが分かりづらい。
④医療の提供		
⑤教育の提供		①言葉が出ないので、いじめられる。 ②学校の教師からバカとか、イヤならやめろとか言われ、ショックがかなり強く、学校をやめようと思ったときがあった。
⑥労働及び雇用の促進	夜間透析に通っていたが、時間を制約され、肉体労働を伴う仕事に就くことも要求された。	①知的障がいのため、いじめられる。 ②物を投げられたり、バカは所詮バカだからといっていつも扱われた。
⑦福祉サービスの提供		支援学校に通う子どもたちは住んでいる近くに学童保育がない。
⑧不動産の取引		一人暮らしのためのグループホームやサテライト（シェアハウス）がない。
⑨地域・家族関係	家族が冷たくなった。	地域の行事に障がいを持つ子が行きたがらないと、親も一人で置いておけず、参加できない。
⑩その他の事項		病気になったときに支援を受けられるか不安である。

※1 山梨県が取りまとめたアンケート調査結果(平成26年11月)より抜粋

※2 主な意見として掲載されたものから抜粋したため、障がい類型によっては、差別事例等が掲載されていない場合がある。

○障がい者差別に関する事例調査の参考例(山梨県)

	差別の具体的な事例・当事者の思い	
	精神障がい	発達障がい・自閉症・高次脳機能障がい
①公共施設・公共交通機関	職員の差別的言動や態度がかなりあった。	言葉での説明が十分ではないので、意味内容をじっくり聞かないと何を言っているのか分からない。
②情報提供・意思表示の受領		利用できる人の障がい区分が限られていて、利用できないことが多い。
③商品の販売・サービスの提供	市役所の担当課の説明がよく分かっていなかった。	待つことが苦手で、待ち時間があるのは大変。
④医療の提供		発達障がい者に配慮のない言葉遣いや態度の医師が多く、帰りの車中でパニックになった時もある。
⑤教育の提供	①高校を決めるときに、思ったように情報がとれなくて苦労した。 ②中学2年生の秋まで嫌がらせを受けた。	養護学校で、障がい特性の合わない生徒が一緒だったため、途中退学を余儀なくされた。
⑥労働及び雇用の促進	①作業所で最初に言われた最低賃金が支払われなかった。 ②就労支援員がいると進められて面談を受けるも、内容は作業所に行けの一点張りであった。	
⑦福祉サービスの提供		自閉症ということで幼稚園の入園を断られた。
⑧不動産の取引	契約書を書くのに何回も書き直させられた。	
⑨地域・家族関係	夫が「きちがい」などの差別用語を使う。	家族でさえ、高次脳機能障がいのことを理解できないことがある。
⑩その他の事項	親が寝たきり状態になったら、お金の貯えもなく、施設や市がどのように助けてくれるのか、不安・心配がある。	不登校だったため、履歴書を見ただけで不採用となった。

※1 山梨県が取りまとめたアンケート調査結果(平成26年11月)より抜粋

※2 主な意見として掲載されたものから抜粋したため、障がい類型によっては、差別事例等が掲載されていない場合がある。

○障がい者差別に関する事例調査の参考例(山梨県)

	差別の具体的な事例・当事者の思い
	難病・特定疾患
①公共施設・公共交通機関	トイレや点字ブロックなどの詳細部分について、障害者の声を反映せずに設計や建設され、新設・改修された後に不便を感じる。
②情報提供・意思表示の受領	難病の影響で暑い部屋にいるのはよくないため、冷房をお願いしたが、省エネを理由に断られた。
③商品の販売・サービスの提供	
④医療の提供	主治医に薬のことなどで意見を聞いてもらえず、イヤな思いをしたことがある。
⑤教育の提供	トイレに和式が多く、使用しにくい。
⑥労働及び雇用の促進	面接時に病気のことを話すと、就職までたどり着けない。
⑦福祉サービスの提供	ヘルパーの中には「上から目線」でヘルプをしている人がいる。
⑧不動産の取引	
⑨地域・家族関係	見た目では病気と分からないので、仕事をしていない暇な人だとよく言われる。
⑩その他の事項	

※1 山梨県が取りまとめたアンケート調査結果(平成26年11月)より抜粋

※2 主な意見として掲載されたものから抜粋したため、障がい類型によっては、差別事例等が掲載されていない場合がある。